

中区制 100 周年記念事業実行委員会「区民提案事業」補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、区民等により組織された団体が地域や組織の独自性を活かして自主的に行う中区制 100 周年を記念する事業・行事に対し、中区制 100 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が補助金を交付することにより、これら周年に係る区民の祝祭感・一体感・地域愛を醸成し、盛上げを図るとともに、補助金の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 この要綱における補助金の交付を受けることができる団体（以下、「補助対象団体」という。）は、次の要件全てに該当するものとする。ただし、同一団体が受けることができるこの要綱における補助金の交付は、第 1 期・第 2 期それぞれ各 1 回とする。

- (1) 団体の所在地が中区内に所在し、又は主たる活動場所が中区内であること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (3) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱における補助の対象となる事業・行事（以下、「補助対象事業」という。）は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までに補助対象団体が実施するもので、中区制 100 周年を記念し、盛り上げ、区民の祝祭感・一体感・地域愛を醸成するものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 この要綱における補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、事業費のうち補助対象事業を実施するために必要な経費で、おおむね次のものとする。

- (1) 企画費
- (2) 広報・宣伝費
- (3) 事業・行事運営費
- (4) 施設・設備使用料
- (5) 団体外講師への出演謝金
- (6) 会場借上料
- (7) 消耗品費
- (8) 印刷・制作費

- (9) 委託費（相見積の取得を原則とする）
- (10) その他第1条の目的達成のため特に必要と認められる経費
- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関係のない視察・研修費・食糧費、資産計上となる備品購入費、団体の恒常的経費（家賃、光熱水費等）、代表者その他団体構成員への人件費又は謝礼、私的費用等については、補助対象外経費とする。

（補助金額）

- 第5条** 補助金の額は、前条の補助対象経費の総額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）、かつ、20万円を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により補助金の交付申請を行った団体（以下、「申請団体」という。）の多寡その他の事情を勘案し、補助金の額及び交付先団体の数について、総予算額の中で調整する場合がある。

（交付申請）

- 第6条** 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、実行委員会委員長へ提出しなければならない。
- (1) 団体の規約類
 - (2) 事業計画書
 - (3) 広報計画書
 - (4) 資金計画・収支予算書
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期間は、別に定める。

（交付決定）

- 第7条** 実行委員会委員長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等を中区制100周年事業実行委員会事業部会（以下、「事業部会」という）に回付する。
- 2 事業部会は、別表の審査基準に基づき、回付された書類等の内容及び必要に応じで行う聴き取り、現地調査等により、補助対象団体及び補助対象事業としての適格性のほか、当該事業の目的及び内容が適正であるかどうか等について審査するものとする。
 - 3 事業部会は、前項の審査の結果について実行委員会委員長に報告するものとする。
 - 4 事業部会は、補助金の交付の決定をすべきとの審査結果を得た場合においては、補助対象経費と認められる額を確定し、第5条第2項の規定による調整を行うことが妥当と認められる場合にあつてはその調整の必要の有無も含めて、当該交付申請に係る補助金の交付額について、併せて実行委員会委員長に報告するものとする。
 - 5 事業部会は、補助金の交付の決定をすべきとの審査結果を得た場合においては、

当該交付申請に係る補助金の交付時期について、併せて実行委員会委員長に報告するものとする。

- 6 事業部会は、補助金の交付の決定をすべきとの審査結果を得た場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の条件を付すべき旨、併せて実行委員会委員長に報告するものとする。
- 7 実行委員会委員長は、第3項から前項までの報告に基づき、必要と認めるときは更なる調査を行った上で、補助金の交付又は不交付を決定し、交付することと決定したときは、決定内容について補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請団体に通知するものとする。
- 8 実行委員会委員長は、第3項から第6項までの報告に基づき、補助金を交付しないことと決定したときは、当該申請団体に対し、その旨を通知するものとする。
- 9 実行委員会委員長及び事業部会は、必要に応じ、申請団体に対して聴き取り、調査等を行い、必要な資料の提出、報告等を求めることができる。

（交付請求）

第8条 補助金の交付を受けることとなった団体（以下、「交付団体」という。）の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第3号様式）に前条第7項の補助金交付決定通知書の写しを添付して、実行委員会委員長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付請求書の提出は、前条第7項の補助金交付決定通知書により指定された期限までに提出しなければならない。

（事業報告）

第9条 交付団体は、第7条第3項の交付決定に係る補助の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の終了後、速やかに、補助事業終了報告書（第4号様式）に次の書類を添付し、実行委員会委員長へ提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実績、成果等を記載した実績報告書
 - (2) 補助事業に係る収支計算を記録した収支決算報告書
 - (3) 写真、印刷物等の補助事業の実施状況が分かる資料
 - (4) 前号の収支決算報告書のうち、補助対象経費に係る収支計算に関する領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し
 - (5) その他実行委員会委員長が必要と認める書類
- 2 交付団体は、前項第4号に規定する領収書等のうち、補助対象経費に係る支出で1件の金額が30,000円未満のものに係る領収書等については、その提出を省略することができる。ただし、実行委員会委員長が必要と認めるものについては、この限りでない。
 - 3 交付団体は、事業を中止し、又は計画の変更を行う場合は、速やかに理由書を添

えて実行委員会委員長に報告しなければならない。

- 4 実行委員会委員長は、必要と認めるときは、交付団体に対し、補助事業の遂行に関する状況について調査し、又は必要な資料の提出、報告等を求めることができる。

(補助金の確定)

第 10 条 実行委員会委員長は、前条第 1 項の規定により提出された書類を精査し、補助対象経費に係る支出として実際に要した額を確定した上で、第 5 条第 1 項の規定に基づく補助金の交付額として認められる額を最終的に確定するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 実行委員会委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けるなどこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業を中止したとき。
- (5) 事業計画の変更により事業内容が変更になったとき。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、第 7 条の規定による補助金の交付決定の審査に関し必要な事項は、事業部会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。ただし、実行委員会が清算の結了に至るまで存続する間は、なおその効力を有する。

中区制 100 周年記念事業「区民提案事業」補助金 審査基準

【評価項目及びその視点】

申請団体	
○ 要項 2 条に定める補助対象団体の適格性	【○または×】
○ 運営体制	【5 段階評価】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の代表者、経理責任者、監査役等の執行体制は明確か ・ 事業運営に当たっての責任者、役割分担等がしっかりとしているか 	
事業内容	
【5 段階評価】	
○ 事業目的	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区制 100 周年に関連する事業となっているか 	
○ 要綱 3 条に定める補助対象事業の適格性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 周年を記念するための内容、創意工夫が見られるか ・ 周年を盛り上げ、区民の祝祭感・一体感を醸成する工夫が見られるか ・ 事業を通じ、区民の中区への地域愛が醸成される工夫が見られるか 	
広報計画	
【5 段階評価】	
○ 広報印刷物（チラシ、ポスター等）、Web ページの作成等により、区民や来街者に対し、事業実施について広く周知する計画となっているか	
○ 事業の広報を通じ、中区制 100 周年を広く周知できる効果が見込まれるか	
事業実施計画	
【5 段階評価】	
○ 実現可能性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場、出演者、時期等が具体的で実現可能か ・ 事前準備を含めた詳細が検討され、実現性が高い内容となっているか ・ 対象の見込みが適正か（参加者等の見込みが適正か 等） ・（イベントを実施する場合などにおいては）警備計画等が整っているか 	
○ 資金計画・収支計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金以外にも収入を確保する計画となっているか ・ 事業実施に必要な資金の確保が、適切な時期に見込まれているか ・ 収支の見込みが妥当であるか（収入見込みが過大ないか、委託契約等の支出金額が適切か 等） ・ 補助対象経費には、適切な項目が計上されているか ・ 参加料などの料金を徴収する場合、社会通念上、徴収額は適正か 	
○ 事業対象者	
<ul style="list-style-type: none"> 特定の者のために実施せず、広く参加対象者を想定しているか 	
○ 公序良俗に反する事業内容となっていないか	【○または×】

／35 点